

草津市告示第259号

草津市感震ブレーカー設置事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和8年5月27日

草津市長 橋 川 渉

草津市感震ブレーカー設置事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市感震ブレーカー設置事業補助金交付要綱（令和6年草津市告示第123号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第4条 <現行どおり> （補助金の額） 第5条 補助金額は、補助対象経費の2分の1に相当する金額とし、 <u>分電盤タイプにあっては3万円を限度とし、簡易タイプまたはコンセントタイプにあっては1万円を限度額とする。</u> ただし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 第6条～第7条 <現行どおり>	第1条～第4条 <省略> （補助金の額） 第5条 補助金額は、補助対象経費の2分の1に相当する金額とし、 <u>2万円</u> を限度額とする。ただし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 第6条～第7条 <省略>

付 則

この要綱は、令和8年5月28日から施行する。

（令和8年5月27日揭示済み）

草津市告示第260号

指定管理者の軽微な変更について

令和7年草津市告示第4号により告示した事項に変更があったので、草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年草津市条例第2号）第11条第3項の規定により告示する。

令和8年5月27日

草津市長 橋 川 渉

- 1 公の施設
- 名 称 草津市立市民交流プラザ
- 所在地 草津市野路一丁目15番5号
- 2 指定管理者
- 名 称 ビバ・テルウェル西日本グループ
- 代表団体 京都府京都市上京区丸太町通河原町東入駒之町536番地株式会社ビバ
- 代表取締役 小 森 敏 史
- 構成団体 大阪府大阪市中央区森ノ宮中央一丁目

7番12号

テルウェル西日本株式会社
代表取締役 山 田 邦 裕
構成団体を下記に変更する。
大阪府大阪市東成区中道1丁目10番26号
サクラ森ノ宮ビル9階
テルウェル西日本株式会社 関西支店
関西支店長 貝 野 宏 至

- 3 指定期間
- 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
- （令和8年5月27日揭示済み）

草津市告示第261号
草津市議会定例会を次のとおり招集する。
令和8年6月1日

草津市長 橋 川 渉

1 期 日 令和8年6月8日

2 場 所 草津市議会議場

(令和8年6月1日揭示済み)

草津市告示第262号

草津市介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める要綱および草津市介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和8年6月1日

草津市長 橋 川 渉

草津市介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める要綱および草津市介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める要綱

(草津市介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める要綱の一部改正)

第1条 草津市介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める要綱(平成29年草津市告示第55号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後						改正前					
第1条～第18条　＜現行どおり＞						第1条～第18条　＜省略＞					
別表第1（第5条、第15条関係）						別表第1（第5条、第15条関係）					
事業名	事業内容	対象者	利用回数	事業費単価	加算・減算	事業名	事業内容	対象者	利用回数	事業費単価	加算・減算
＜現行どおり＞	＜現行どおり＞	＜現行どおり＞	＜現行どおり＞			＜省略＞	＜省略＞	＜省略＞	＜省略＞		
		＜現行どおり＞						＜省略＞			
活動型 サービス	＜現行どおり＞	＜現行どおり＞	＜現行どおり＞	<u>292</u> 単位／ 日 (半日)	＜現行どおり＞	活動型 サービス	＜省略＞	＜省略＞	＜省略＞	<u>287</u> 単位／ 日 (半日)	＜省略＞
				<u>321</u> 単位／ 日 (全日)						<u>316</u> 単位／ 日 (全日)	
別表第2　＜現行どおり＞						別表第2　＜省略＞					

(草津市介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める要綱の一部改正)

第2条 草津市介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を

定める要綱（平成29年草津市告示第56号）の一部を次の表のように改正する。
(下線部分は改正部分)

改正後						改正前					
第1条～第18条　《現行どおり》 別表第1（第5条、第15条関係）						第1条～第18条　《省略》 別表第1（第5条、第15条関係）					
事業名	事業内容	対象者	利用回数	事業費単価	加算・減算	事業名	事業内容	対象者	利用回数	事業費単価	加算・減算
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》			《省略》	《省略》	《省略》	《省略》		
		《現行どおり》						《省略》			
生活支援型訪問サービス	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	<u>225</u> 単位／回	《現行どおり》	生活支援型訪問サービス	《省略》	《省略》	《省略》	<u>221</u> 単位／回	《省略》
別表第2　《現行どおり》						別表第2　《省略》					

- 付 則
(施行期日)
- 1 この要綱は、令和8年6月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の草津市介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める要綱および草津市介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める要綱の規定は、令和8年6月1日以後に提供したサービスの事業費について適用し、同日前に提供したサービスの事業費については、なお従前の例による。
- (令和8年6月1日揭示済み)

草津市告示第263号
草津市介護予防ケアマネジメント事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。
令和8年6月1日

草津市長 橋 川 渉

草津市介護予防ケアマネジメント事業実施要綱の一部を改正する要綱
草津市介護予防ケアマネジメント事業実施要綱（平成29年草津市告示第51号）の一部を次の表のように改正する。
(下線部分は改正部分)

改正後				改正前			
第1条～第11条　《現行どおり》 別表第1　《現行どおり》 別表第2（第8条第2項、第3項関係）				第1条～第11条　《省略》 別表第1　《省略》 別表第2（第8条第2項、第3項関係）			
類型	区分	報酬単価	算定に関	類型	区分	報酬単価	算定に関

改正後				改正前			
		(1単位 = 10,700 円)	する基準			(1単位 = 10,700 円)	する基準
原則的なケアマネジメント	<u>介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）別表の介護予防ケアマネジメント費に定めるとおり</u>			原則的なケアマネジメント	<u>基本報酬</u>	<u>442単位</u>	<u>ひと月ごと。ただし、サービス利用期間が予め定められる短期集中予防サービスについては、4月目まで</u>
					<u>初回加算</u>	<u>300単位</u>	<u>新規の対象者に対してケアプランを作成し、介護予防ケアマネジメントを提供した場合の初回月</u>
					<u>委託連携加算</u>	<u>300単位</u>	<u>介護予防ケアマネジメントの一部を指定居宅介護支援事業所に委託する際、利用者に係る必要な情報を提供し、介護予防サービス計画の作成等に協力した場合、当該委託を開始した日の属する月に限り利用者1人につき1回</u>
					<u>高齢者虐待防止措置未実施減算</u>	<u>-1/100</u>	<u>利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導および特定福祉用具販売を除く。）について、虐待の発生またはその再発を防止</u>

改正後			改正前		
簡略化した ケアマネジ メント					するための措置（虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。
			業務継続計画未実施減算	<u>- 1 / 1 0 0</u>	感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症もしくは災害のいずれかまたは両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。
		簡略化した ケアマネジ メント	基本報酬	<u>2 2 1 単位</u>	ひと月ごと。ただし、サービス利用期間が予め限定される短期集中予防サービスについては、4月目まで
			初回加算	<u>3 0 0 単位</u>	新規の対象者に対してケアプランを作成し、介護予防ケアマネジメントを提供した場合の初回月

改正後		改正前			
初回のみの ケアマネジ メント		初回のみの ケアマネジ メント	基本報酬	221単位	新規の対象 者に対して 介護予防ケ アマネジメ ントを提供 した月のみ

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の草津市介護予防ケアマネジメント事業実施要綱の規定は、令和8年6月1日以後の介護予防ケアマネジメントの実施に要する費用について適用し、同日前の介護予防ケアマネジメントの実施に要する費用については、なお従前の例による。

(令和8年6月1日揭示済み)

草津市告示第264号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市健康福祉部介護保険課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年6月1日

草津市長 橋 川 渉

- 1 送達すべき書類

令和8年度 介護保険料決定（変更）通知書 兼
特別徴収開始（停止）通知書

- 2 送達を受けるべき者の氏名

松 井 健

- 3 上記の書類については、令和8年6月8日に送達があったものとみなす。

(令和8年6月1日揭示済み)

草津市告示第265号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の5第1項の規定により次の者を介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業者として指定したので、草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業者の指定等に関する要綱（平成29年草津市告示第54号）第8条の規定に基づき告示する。

令和8年6月1日

草津市長 橋 川 渉

事業所の名称	ヘルパーステーションここあ草津
事業所の所在地	滋賀県草津市大路1丁目4-25
申請者および主たる事務所の所在地	株式会社 近畿予防医学研究所 滋賀県大津市湖城が丘19番9号
代表者の氏名および住所	代表取締役 広田 周一 滋賀県大津市石山寺2丁目11-1
サービスの種類	生活支援型訪問サービス（独自／定率）A3
指定等年月日	令和8年6月1日
事業開始年月日	令和8年6月1日
介護保険事業所番号	2570601514

(令和8年6月1日揭示済み)

草津市告示第266号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の5第1項の規定により次の者を介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業者として指定したので、草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業者の指定等に関する要綱（平成29年草津市告示第54号）第8条の規定に基づき告示する。

令和8年6月1日

草津市長 橋 川 渉

事業所の名称	花まるデイサービス
事業所の所在地	滋賀県草津市若竹町2-24
申請者および主たる事務所の所在地	株式会社 YANAGI 滋賀県大津市滋賀里3丁目3-3
代表者の氏名および住所	代表取締役 柳 信成 滋賀県大津市滋賀里3丁目3-3
サービスの種類	活動型デイサービス（独自／定率）A7
指定等年月日	令和8年6月1日
事業開始年月日	令和8年6月1日
介護保険事業所番号	2570602058

（令和8年6月1日揭示済み）

草津市告示第267号

草津市奨学金返還支援補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和8年6月1日

草津市長 橋 川 渉

草津市奨学金返還支援補助金交付要綱
（趣旨）

第1条 市長は、草津市内中小企業者等の人材定着による安定的な事業展開を後押しするため、滋賀県産業支援プラザ（以下「支援プラザ」という。）が実施する「滋賀県産業支援プラザ若年層等人材確保・定着補助金（奨学金返還支援）交付要領（以下「支援プラザ若年層交付要領」という。）」および「滋賀県産業支援プラザ中核人材定着補助金（奨学金返還支援）交付要領（以下「支援プラザ中核人材交付要領」という。）」における奨学金返還支援に関する補助金の交付を受けている草津市内の中小企業者等に対し予算の範囲内において奨学金返還支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関し

ては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）中小企業者等 次のいずれかに該当し、交付申請日時点で既に事業を営んでいる者をいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）

第2条第1項に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）で、草津市内に事務所または事業所を有する者

イ 草津市内に事務所または事業所を有する者で、

アに掲げる中小企業者に準ずる者

（2）奨学金 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）および大学院等の教育機関における修学を支援するために貸与される学資金のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金

イ 地方公共団体、大学、民間企業、民間団体等が貸与する奨学金

（3）支援制度 補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）が、雇用する従業員に周知している就業規則、賃金規則、専用の規程等の明文化された文書に基づき行うものであって、次に該当するものをいう。

ア 支援対象従業員が債務者となっている奨学金の返済にかかる負担を軽減するもの

イ 支援対象従業員に対して現金または口座振込によって給付するもの、または支援対象従業員に代わって奨学金の債権者に対して返済するもの

（4）支援対象従業員 補助事業者が実施する支援制度による給付の対象者であって、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、いずれの支援事業においても、草津市内の事務所または事業所に勤務している者に限る。

ア 若年層支援事業の支援対象従業員とは、支援プラザ若年層交付要領において規定する支援対象従業員をいう。

イ 中核人材支援事業の支援対象従業員とは、支援プラザ中核人材交付要領において規定する支援対象従業員をいう。

（補助事業者）

第3条 補助事業者は、中小企業者等であって、補助対象事業を実施する者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 国、県および市（共済組合を含む。）が所有し、管理しまたは運営する施設
- (2) 市税に未納がある者
- (3) 次のいずれかに該当する者
- ア 発行済株式の総数または出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者等以外の企業をいう。以下同じ。）が所有している中小企業者等
- イ 発行済株式の総数または出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者等
- ウ 大企業の役員または職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者等
- エ 発行済株式の総数または出資価格の総額をアからウまでの規定に該当する中小企業者等が所有している中小企業者等
- オ アからウまでの規定に該当する中小企業者等の役員または職員を兼ねている者が役員総数のすべてを占めている中小企業者等
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団もしくは同条第6号に規定する暴力団員またはこれらと密接な関係を有する者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定による許可または届出を要する事業を営む者
- (6) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体に係る活動をしようとする者
- (7) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体に係る活動をしようとする者
- (8) 事業を営まない法人格のある町内会等
- (9) その他補助金を交付するに当たり、社会的な信頼および公平を損なうおそれがある者
（補助対象事業および補助対象経費等）
- 第4条 補助対象事業、補助対象経費、補助対象期間、補助率および補助上限額は別表のとおりとする。
- 2 若年層支援事業における補助対象となる支援対象従業員数は同一の補助事業者につき最大5人とする。
（補助金の交付申請等）
- 第5条 補助金の交付を申請しようとする中小企業者等は、草津市奨学金返還支援補助金交付申請書（別記様式第1号）に、市長が申請内容を確認するために次の各号に掲げる書類を添えて、市長が定める日までに提出しなければならない。
- (1) 支援プラザ若年層交付要領または支援プラザ中核人材交付要領にかかる交付決定通知書の写し
- (2) 支援プラザ若年層交付要領または支援プラザ中核

- 人材交付要領にかかる交付申請書の添付書類の写し
- (3) 事業者において奨学金返還支援手当等の制度を設けていることを明らかにする書類
- (4) 健康保険、厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書の写し
（補助金の交付決定）
- 第6条 市長は、交付申請書の提出があったときは、申請内容等により審査を行うものとし、その審査の結果に基づき、補助金の交付の可否を決定するものとする。
- 2 市長は、補助金の交付の可否を決定したときは、速やかに草津市奨学金返還支援補助金交付決定通知書（別記様式第2号）を当該申請者に送付するものとする。
（交付申請の変更）
- 第7条 補助事業者は、交付決定された交付申請の内容を変更しようとするときは、草津市奨学金返還支援補助金事業変更申請書（別記様式第3号）を市長が申請内容を確認するために次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- (1) 支援プラザ若年層交付要領または支援プラザ中核人材交付要領にかかる変更交付決定通知書の写し
- (2) 支援プラザ若年層交付要領または支援プラザ中核人材交付要領にかかる変更交付申請書の添付書類の写し
- 2 市長は、前項の申請に対し、申請事項を承認したときは、草津市奨学金返還支援補助金事業変更承認通知書（別記様式第4号）を当該申請者に送付するものとする。
（補助事業遂行の義務）
- 第8条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行い、補助金を他の用途に使用してはならない。
- 2 補助事業者は、支援対象従業員が奨学金等を計画に従い返済していることを確認しなければならない。
（補助事業の実績報告）
- 第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業が完了した日から30日以内または対象事業年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、草津市奨学金返還支援補助金実績報告書（別記様式第5号）を市長が申請内容を確認するために次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。
- (1) 支援プラザ若年層交付要領または支援プラザ中核人材交付要領にかかる実績報告書の添付書類の写し
- (2) 支援対象者に支給した奨学金返済負担軽減支援制度の手当等の額が分かる書類の写し

(3) 支援対象者が市内の事務所または事業所に在籍していることが分かる書類

(4) 支援プラザからの額の確定通知書の写し

2 前項の規定にかかわらず、実績報告書に添付すべき若年層確保・定着支援補助金または中核人材定着補助金の額の確定通知書の写し（以下「県確定通知書」という。）が、提出期限までに交付されない場合は、実績報告書を提出した後、速やかに市長に提出するものとする。

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、補助事業者が補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したときは、当該交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

（補助金の額の確定等）

第11条 市長は、第9条第1項に規定する実績報告および同条第2項に規定する県確定通知書の提出があった場合において、当該報告にかかる書類の審査および現地調査等を行う。

2 当該事業の成果が交付決定の内容（ただし、第7条第2項に基づいて変更を承認したときは、その承認された内容）およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、草津市奨学金返還支援補助金の額の確定通知書（別記様式第6号）を当該補助事業者へ送付するものとする。

（補助金の交付請求）

第12条 前条の通知を受けた補助事業者は、草津市奨学金返還支援補助金交付請求書（別記様式第7号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の請求に基づき、補助金を補助事業者に交付するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、第10条により交付決定を取り消した場合において、当該取消しにかかる部分に関し、既に補助金が交付されているときは、別に定める期日までに返還を命じるものとする。

（立入検査等）

第14条 市長は、補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告させ、またはその事業所等に立ち入り、帳簿書類等を検査することができる。

（補助金の経理）

第15条 補助事業者は、補助事業にかかる経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（データ等の提供）

第16条 市長は、第1条の目的に必要な範囲において、

補助事業者に対し、若年層の雇用状況等のデータ等の提供または現地調査の実施を求めることができる。

2 補助事業者は、市長が前項の規定によるデータ等の提供または現地調査の実施を申し出た場合は、これに協力するよう努めなければならない。

（補助事業の公表）

第17条 市長は、補助事業内容や効果等を公表することができる。

（雑則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年6月1日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定を受けた補助事業については、同日後においても、なお効力を有する。

別表（第4条第1項関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助対象期間	補助率	補助上限額	
				支援対象従業員一人当たり	補助事業者一社当たり
若年層支援事業	支援プラザ若年層交付要額に基づき、支援プラザから交付決定を受けた対象経費からその交付額を差し引いた額	申請のあった年度の3月31日までまたは市内事業所に在籍した期間まで	1/2	3千750円（月額）	22万5千円（年額）
中核人材支援事業	支援プラザ中核人材交付要額に基づき、支援プラザから交付決定を受けた対象経費からその交付額を差し引いた額	申請のあった年度の3月31日までまたは市内事業所に在籍した期間まで	1/2	3千750円（月額）	5万円（年額）

別記

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

草津市長 宛

本社所在地または住所
法人名または屋号
代表者職氏名
法人番号

事業所責任者氏名
担当者氏名
連絡先電話番号

草津市奨学金返還支援補助金交付申請書

上記補助金について、草津市奨学金返還支援補助金交付要綱第5条に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

なお、この申請にあたり同要綱第10条に該当する事実が判明したときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

また、市税の納付状況の照会への同意、その他補助制度の円滑な運用のため、市が補助金交付に係る審査・確認を行う上で必要と判断した場合、滋賀県産業支援プラザに対し、申請者に関する情報（申請状況、補助確定額等）を照会することに同意します。

記

1 補助金交付申請額	金	円
内訳）若年層支援	金	円
中核人材支援	金	円

2 関係書類

- 支援プラザ若年層交付要領または支援プラザ中核人材交付要領にかかる交付決定通知書の写し
- 支援プラザ若年層交付要領または支援プラザ中核人材交付要領にかかる交付申請書の添付書類の写し
- 事業者において奨学金返還支援手当等の制度を設けていることを明らかにする書類（雇用する従業員に周知している就業規則、賃金規則、専用の規程等の明文化された文書）
- 健康保険、厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書の写し（または支援対象従業員の生年月日、入社年月日がわかる資料）

様式第2号（第6条第2項関係）

年 月 日

（補助事業者） 様

草津市長

草津市奨学金返還支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記補助金については、草津市奨学金返還支援補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を決定しましたので同条第2項の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定額	金	円
内訳）若年層支援	金	円
中核人材支援	金	円

2 交付決定の内容

3 留意事項

申請時の事業内容に変更が生じた場合は、速やかに所定の書類を添えて、変更承認申請書を提出すること

様式第3号（第7条第1項関係）

年 月 日

草津市長 宛

本社所在地または住所
法人名または屋号
代表者職氏名
法人番号

事業所責任者氏名
担当者氏名
連絡先電話番号

草津市奨学金返還支援補助金事業変更申請書

年 月 日付け草 第 号で交付決定のあった交付申請の内容を下記のとおり変更したので、草津市奨学金返還支援補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

記

1 変更の内容

2 補助金交付申請額	金	円
内訳）若年層支援	金	円
中核人材支援	金	円

3 関係書類

- 支援プラザ若年層交付要領または支援プラザ中核人材交付要領にかかる変更交付決定通知書の写し
- 支援プラザ若年層交付要領または支援プラザ中核人材交付要領にかかる変更交付申請書の添付書類の写し

様式第4号（第7条第2項関係）

年 月 日

（補助事業者） 様

草津市長

草津市奨学金返還支援補助金事業変更承認通知書

年 月 日付けで変更申請のあった標記補助金については、草津市奨学金返還支援補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり事業計画の変更を承認しましたので通知します。

記

1 補助金交付決定額	金	円
------------	---	---

2 交付決定の内容

3 留意事項

様式第5号（第9条第1項関係）

年 月 日

草津市長 宛

本社所在地または住所
法人名または屋号
代表者職氏名
法人番号

事業所責任者氏名
担当者氏名
連絡先電話番号

草津市奨学金返還支援補助金実績報告書

年 月 日付け草 第 号で交付決定のあった標記補助事業を完了したので、草津市奨学金返還支援補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金所要額	金	円
内訳) 若年層支援	金	円
中核人材支援	金	円

2 関係書類

- (1) 支援ブラザ若年層交付要領または支援ブラザ中核人材交付要領にかかる実績報告書の添付書類の写し
- (2) 支援対象従業員に支給した奨学金返済負担軽減支援制度の手当等の額が分かる書類次のいずれかの書類の写し
- ア) 支払った全ての月の「貸金台帳」、「給与明細書」その他の支援対象者に支給した手当等の月ごとの実績がわかる書類の写し
- イ) 補助事業者が支援対象従業員に代わって奨学金貸与機関に送金する場合にあっては、対象者および送金額が確認できる書類等の写し、領収書または振替払込請求書受領書の写し、その他の当該送金を行ったことが確認できる書類の写し
- 【※ア) イ) のいずれも、支援対象従業員ごとに必要】
- (3) 支援対象従業員が市内の事務所または事業所に在籍していることが分かる書類
- ※ 在籍場所の明示された給与明細、人事関係台帳等
- (4) 支援ブラザからの額の確定通知書の写し
- ※ (4) についてのみ提出期限までに用意できない場合は、支援ブラザから送付された次、速やかに追って提出のこと

様式第6号（第11条第2項関係）

年 月 日

(補助事業者) 様

草津市長

草津市奨学金返還支援補助金の額の確定通知書

年 月 日付けで実績報告書の提出があった標記補助金については、草津市奨学金返還支援補助金交付要綱第11条第2項の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

1 補助金確定額	金	円
内訳) 若年層支援	金	円
中核人材支援	金	円

様式第7号（第12条第1項関係）

年 月 日

草津市長 宛

本社所在地または住所
法人名または屋号
代表者職氏名
法人番号

事業所責任者氏名
担当者氏名
連絡先電話番号

草津市奨学金返還支援補助金交付請求書

年 月 日付け草 第 号で額の確定の通知があった標記補助金について、草津市奨学金返還支援補助金交付要綱第12条第1項に基づき、下記のとおり補助金を請求します。

記

1 補助金請求額 金 円

2 振込先口座

金融機関名	
本店支店名	
口座種別	
口座番号	
口座名義 (カナ)	
口座名義	

3 添付書類

振込先口座の通帳の写しまたは振込先口座のキャッシュカードの写し
(金融機関名、口座の種類、口座番号、口座名義のわかるもの)

(令和8年6月1日揭示済み)

草津市告示第268号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき公示送達する。
送達すべき書類は、草津市総務部納税課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年6月1日

草津市長 橋 川 渉

1 送達すべき書類

(1) 市・県民税・普通徴収督促状	1 件
(2) 固定資産税・都市計画税督促状	1 件
(3) 国民健康保険税督促状	3 4 件
(4) 差押調書（謄本）	7 件
(5) 配当計算書（謄本）	4 件
(6) 差押解除通知書	1 件
(7) 市・県民税・特別徴収督促状	2 件

計50件

- 2 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙のとおり
- 3 上記の書類については、令和8年6月8日に送達があったものとみなす。

督促状公示送達者名簿

氏名	市・県民税	固定資産税・都市計画税	国民健康保険税
NGUYEN HAI NGOC	令和7年度随時期		
エフォール 株式会社		令和7年度第4期	
藤野 宏行			令和7年度第10期
西原 竜一			令和7年度第10期
川那辺 洋			令和7年度第10期
常盤 幸信			令和7年度第10期
坂元 勇			令和7年度第10期
西川 晋汰郎			令和7年度第10期
大比賀 光樹			令和7年度第10期
駒井 景子			令和7年度第10期
前田 浩			令和7年度第10期
永井 宏樹			令和7年度第10期
岡田 直明			令和7年度第10期
廣田 響			令和7年度第10期
WANG Y I			令和7年度第10期
佐藤 由望			令和7年度第10期
村上 安広			令和7年度第10期
近藤 秀行			令和7年度第10期
坂本 昭			令和7年度第10期
今坂 泰貴			令和7年度第10期
中村 孝男			令和7年度第10期
ZHOU Z IYUAN 周 子淵			令和7年度第10期
CHEN CAI J I			令和7年度第10期
XUE MIAO			令和7年度第10期
佐藤 楓			令和7年度第10期
井上 健			令和7年度第10期
平野 誠士			令和7年度第10期
浅野 成人			令和7年度第10期
斎藤 一			令和7年度第10期
藤井 聖哉			令和7年度第10期
平野 奨悟			令和7年度第10期
NGUYEN THI MINH HUYEN			令和7年度第10期
柴田 悠貴			令和7年度第10期
鈴木 崇文			令和7年度第10期
LIU HENG Y I 刘 衡一			令和7年度第9期
Q IAN SHUHAN			令和7年度第10期

差 押 調 書 (謄 本) 公 示 送 達 者 名 簿

氏 名	備 考
永井 宏樹	発番 令和8年 4月 8日 草納発第75号
内田 庄太郎	発番 令和8年 4月20日 草納発第140号
NGUYEN DUC AN	発番 令和8年 4月17日 草納発第152号
LIU CHENGXI 刘 程熙	発番 令和8年 4月17日 草納発第154号
WANG GUODONG	発番 令和8年 5月15日 草納発第395号
VU HANG HUE	発番 令和8年 5月15日 草納発第400号
ZHAN GAN	発番 令和8年 5月15日 草納発第401号

配 当 計 算 書 (謄 本) 公 示 送 達 者 名 簿

氏 名	備 考
葛原 憲一	発番 令和8年 4月17日 草納発第247号
XU YUKAI 許 煜堽	発番 令和8年 4月22日 草納発第252号
NGUYEN DUC ANH	発番 令和8年 5月 7日 草納発第404号
永井 宏樹	発番 令和8年 5月 8日 草納発第405号

差 押 解 除 通 知 書 公 示 送 達 者 名 簿

氏 名	備 考
葛原 憲一	発番 令和8年 5月 1日 草納発第307号

市 県 民 税 特 別 徴 収 督 促 状 公 示 送 達 者 名 簿

氏 名	備 考
上田 政也	令和8年 2月分
株式会社 ルミエールオート	令和8年 2月分

(令和8年6月1日揭示済み)